

# 令和6年度町・県民税（兼国民健康保険税）と所得税（令和5年分） 申告受付日程

▽ 実際に居住している地区ではなく、みなさんが住民登録をしている地区に対応する期日での申告をお願いします

日付	曜日	地区名
2月2日	金	森、上、森が丘
5日	月	船越15～17区
6日	火	袴田、大沢川向、新開地
7日	水	山谷、上条、中条
8日	木	船越9～14区
9日	金	下条、浜川目
13日	火	細浦、跡浜
14日	水	勝山、八千代
15日	木	船越1～8区
16日	金	白山、石峠
19日	月	田の浜11～17区
20日	火	柳沢、沢田
21日	水	田名部、新田、上豊間根
22日	木	田の浜1～10区、船越18～21区
25日	日	◆収入が給与・雑・総合課税の配当・一時のみの方
26日	月	大浦
27日	火	北浜町
28日	水	関谷、関口、内野
29日	木	礼堂、中野、猿神、馬指野、白石、田子の木、落合、外山
3月1日	金	曾根、内構、島田、長内、羽々の下、上下野、下下野、福士、馬鞍、船石、那智畑、繫
4日	月	長崎一丁目・二丁目
5日	火	長崎三丁目・四丁目
6日	水	飯岡第2～10地割
7日	木	境田町、飯岡第1地割
8日	金	川向町
12日	火	中央町
13日	水	後楽町、飯岡第13地割
14日	木	八幡町
15日	金	14日までに来られなかった方

※自分が住民登録している地区名が分からない場合は、税務課にお問い合わせください。

## ▽ 受付について

- 受付時間は、午前8時30分～11時30分、午後1時～午後3時です。
- 午前中の受付であっても、混み具合により午後の申告開始になる場合があります。  
(日程により、午前10時前の受付であっても、午後の申告開始になる場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。)
- 期間中は、役場税務課の窓口では申告は受け付けられませんので、申告会場にお越しくださるようお願いいたします。
- 申告会場にお越しくださる際には、各種感染症対策のためマスクの着用のご協力をお願いいたします。

## ○2月25日（日曜日）の申告受付について

「会社勤めで平日に申告に行くことができない」という方を対象に、日曜日の申告受付を行います。

以下の要件を満たした方であれば、お住いの地区にかかわらず申告を受付します。

### ●対象者

- ・給与収入・雑収入・総合課税の配当・一時所得の方
- ※その他の収入がある方は、ご来場されたとしても申告受付できませんのでご注意ください。

(例)

- ① 『給与収入のみ』である。
- ② 『給与収入』と『年金収入』の2つである。
- ③ 『営業収入のみ』である。
- ④ 『給与収入』と『不動産収入』の2つである。
- ⑤ 『給与収入』と『土地を売った収入』の2つである。

申告受付が可能です。

申告受付できません。

### ●受付時間

午前9時～11時30分、午後1時～午後3時

※通常の申告受付日と受付時間が異なりますので、ご注意ください。